

奈井江町事業応援給付金（令和 4 年 7～12 月） 申請要領

令和 4 年 7 月 15 日

I 趣旨・概要

1 趣旨

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける事業者に対し、事業の継続を支援するための給付金を支給します。

2 給付額

- ・ 法人、個人事業主を問わず 10 万円

3 給付対象

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月※の売上が前年（2021 年）、前々年（2020 年）または 2019 年同月比で 20%以上減少している事業者
（※2022 年 7 月から 12 月までの任意のひと月を事業者が選択）
- ・法人：町内に事業所を持つ中小法人等（資本金 10 億円以上の大企業を除いた法人）を対象とし、社会福祉法人、農業法人、NPO 法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。
- ・個人事業主：町内で事業を行う個人事業主等が対象となります。
- ・法人、個人とも、2021 年以前から事業により事業収入（売上）等を得ており、今後も事業を継続する意思があることが必要です。

■問い合わせ・申請先

〒079-0392（住所不要）

奈井江町役場 産業観光課 商工観光係

☎0125-65-2118

✉ shoko@town.naie.lg.jp

（町事業応援給付金 URL）<http://www.town.naie.hokkaido.jp/oshirase/>

Ⅱ 申請要件等

1 給付対象者（法人）

- (1) 2022 年 4 月 1 日時点において、次のいずれかを満たす法人であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 2 以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。

①資本金の額又は出資の総額（※1）が 10 億円未満であること。

②資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員（※2）の数が 2,000 人以下であること。

※1「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えます。

※2「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断します。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しません。）

- (2) 2021 年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

※事業収入は、確定申告書（法人税法第二条第一項三十一号に規定する確定申告書を指します。以下同じ。）別表一における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとします。

- (3) 2022 年 7 月から 12 月までの間において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年（2021 年）、前々年（2020 年）または 2019 年同月比で事業収入（売上）が 20%以上減少した月（以下「対象月」という。）があること。

【対象月の考え方】

- ・対象月は、2022 年 7 月から 12 月までのひと月を任意で選択できます。
- ・「事業収入（売上）」は、「法人事業概況説明書」2 ページの「18 月別の売上高等の状況」の当該月に記載された額に相当する額とします。
- ・対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として国または地方公共団体から支給される協力金などの現金給付を除いて算定することができます。

- (4) 少なくとも対象月以降、町内に事務所又は事業所を有する法人であること。

※「事務所又は事業所」とは、事務又は事業の必要から設けられた人的及び物的設備（「人」と「物」の両方が必要）であって、そこで継続して事務又は事業が行われる場所をいいます。このことから、法人町民税を納付している法人は、町内に事務所又は事業所を有する法人とします。それ以外の法人は、事務所又は事業所の実態に即して判断します。

2 給付対象者（個人）

- (1) 2021 年以前から事業により事業収入（売上）等を得ており、今後も事業継続する意思があること。

※事業収入は、証拠書類として提出する確定申告書（所得税法第二条第一項三十七号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）第一表における「収入金額等」の「事業」欄に記載される額と同様の算定方法によるものとします。

※なお、課税特例措置等により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の額が異なる場合には、「売上（収入）金額」又は収支内訳書における「収入金額」を用いることができます。

- (2) 2022 年 7 月から 12 月までの間において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年または前々年同月比で事業収入が 20% 以上減少した月（以下「対象月」という。）があること。

【対象月の考え方】

- ・対象月は、2022 年 7 月から 12 月までのひと月を任意で選択できます。
- ・「事業収入（売上）」は、「青色申告決算書（一般用）」を提出している事業者の場合は、当該書類 2 ページの「〇月別売上（収入）金額及び仕入金額」の当該月に記載された額に相当する額とします。（白色申告や青色申告（農業所得用）の場合も同じ。）
- ・白色申告や「青色申告決算書（農業所得用）」を提出している事業者など、青色申告決算書に月別の売上（収入）金額が記載されていない場合、対象月の前年（2021 年）、前々年（2020 年）または 2019 年同月の売上高は、確定申告書第一表の「事業」の額の月別内訳額（内訳表は申請者が作成）を用います。
- ・上記の場合において、補助金等の雑収入に該当する額は、除いて計算します（※）。
 - ※「青色申告決算書（一般用）」の 2 ページの「〇月別売上（収入）金額及び仕入金額」の月別の売上（収入）金額を合計した額（「計」欄に記載された額から、「雑収入」を除き、「家事消費等」を加えた額）に相当する計算をいいます。（市町村民税・道府県民税申告書を用いる特例の場合も、同様の考え方とします。）
- ・対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として国または地方公共団体から支給される協力金などの現金給付を除いて算定することができます。

- (3) 少なくとも対象月以降、町内に事務所又は事業所を有すること。

※「事務所又は事業所」とは、事業の必要から設けられた人的及び物的設備（「人」と「物」の両方が必要）であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。

※特定の事業所を必要としない業態の個人事業主の場合は、実態に即して判断します。例えば、

特定の店舗を持たず第三者からの請負により建築工事に携わる個人事業主のような場合は、自宅を事務所とみなして取り扱います。

3 不給付要件等

- ・ 下記の(1)から(9)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体
- (5) 暴力団等（次のアからオのいずれかに該当する場合をいいます。）

ア 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる。

エ 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

- (6) 町税等を滞納している者

※「町税等」とは、町税、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、下水道使用料及び水道料をいいます。ただし、納付の猶予を受けているものを除きます。

※法人の場合は、法人及びその代表者とします。

- (7) 主食用米生産支援給付金を受給した（またはする予定の）農業者（法人・個人）
- (8) (1)から(7)までに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと町が判断する者

4 誓約事項

給付金を申請するにあたり下記の7項目の全てに対して誓約する必要があります。(誓約書を提出していただきます。)

●誓約事項

- (1) 給付対象者の要件を満たしており、かつ、不給付要件に該当しないこと。
- (2) 申請書類の内容が虚偽でないこと。
- (3) 不正受給等が発覚した場合には、支援金の返還に応じ、奈井江町が事業者名を公表することに同意すること。
- (4) 町が行う関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること。
- (5) 暴力団等に該当しないこと。
- (6) 町が町税、後期高齢者医療保険料、町営住宅使用料、下水道使用料、主食用米生産支援給付金及び水道使用料(企業団)の情報の記録を閲覧することに同意すること。
- (7) 申請書類に記載された情報は、公的機関(税務当局・警察・保健所・国・北海道等)の求めに応じて提供することに同意すること。

5 給付額の算定方法

- ・給付金の額は、上期分、下期分それぞれ10万円とします。

■減少率の算定式

D：減少率

A：対象月の月間事業収入(売上)

B：対象月の前年(2021年)、前々年(2020年)または2019年同月の月間事業収入(売上)

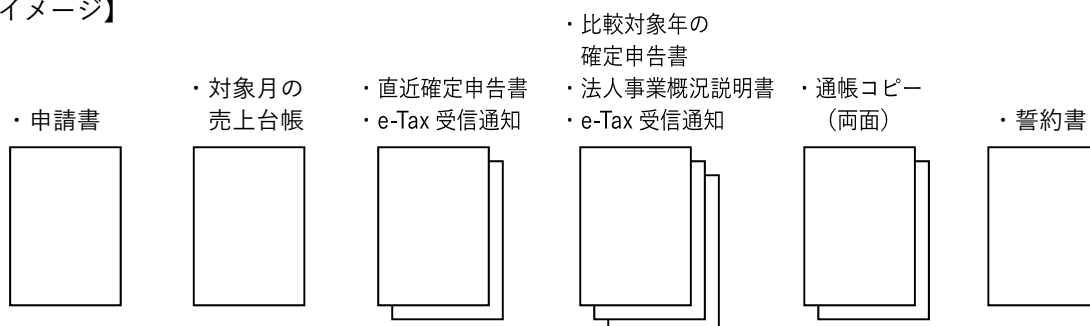
$$D = (A - B) \div B$$

Ⅲ 申請手続き

1 申請書類

(1) 法人の場合

【イメージ】



①申請書	(町様式)
②対象月の売上台帳等	※対象月の事業収入（売上）額が分かる売上台帳等を提出してください。 ※フォーマットの指定はありません。経理ソフトから抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳などでも構いません。 ※書類の名称が「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出するデータが対象月のものであることが確認できる資料を提出してください。（「2022 年●月」と明確に記載されている等） ※直近の確定申告書類に対象月（2022 年 1～6 月のいずれかの月）が記載されている場合は、確定申告書類（③参照）でも可とします。
③確定申告書類（直近の事業年度のもの＋比較対象とする事業年度のもの）	・確定申告書別表一の控え（1 枚） ・法人事業概況説明書の控え（2 枚（両面）） ・e-Tax 受信通知（1 枚） ※対象月の属する事業年度の直前の事業年度の分および比較対象とする事業年度のものを提出してください。 ※確定申告書別表一の控えに収受日付印が押されているか、e-Tax 受信通知の添付が必要です。 ※e-Tax をご利用の方は、収受印に代えて、①確定申告書の上部に「電子申告日時」「受付番号」の記載または②受信通知の写しの提出が必要です。 ※前々年（2020 年）または 2019 年を比較対象

	とする場合、直近事業年度の法人事業概況説明書は、省略できます（別表一のみで可）。
④通帳の写し	・法人名義の通帳の写し ※銀行名、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるよう、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。 ※電子通帳など紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画像を提出してください。 ※令和2年度、令和3年度または令和4年度（1～6月）の「奈井江町事業応援給付金」を受給しており、同一の振込先の場合は、省略できます。
⑤誓約書	(町様式)

■対象月・決算期による事業収入（売上）の確認根拠書類の例

【例 1】 決算期が 3 月の法人で、対象月を 2022 年 9 月とする場合

2019 年				4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
2020 年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
2021 年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
2022 年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月			
減少率									-25%			

減少幅の確認根拠書類

対象月	今年（2022 年） の売上高	前年（2021 年） の売上高	前々年（2020 年） の売上高	2019 年の売上高
2022 年 9 月 の減少	2022 年 9 月 の売上台帳等	法人事業概況説明書 (2021.4～2022.3)	法人事業概況説明書 (2020.4～2021.3)	法人事業概況説明書 (2019.4～2020.3)

【例 2】 決算期が 7 月の法人で、対象月を 2022 年 9 月とする場合

2019 年								8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
2020 年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
2021 年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
2022 年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月			
減少率									-25%			

減少幅の確認根拠書類

対象月	今年（2022 年） の売上高	前年（2021 年） の売上高	前々年（2020 年） の売上高	2019 年の売上高
2022 年 9 月 の減少	2022 年 9 月 の売上台帳等	法人事業概況説明書 (2021.8～2022.7)	法人事業概況説明書 (2020.8～2021.7)	法人事業概況説明書 (2019.7～2020.7)

【例 3】 決算期が 12 月の法人で、対象月を 2022 年 8 月とする場合

2019 年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
2020 年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
2021 年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
2022 年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
減少率								-25%				

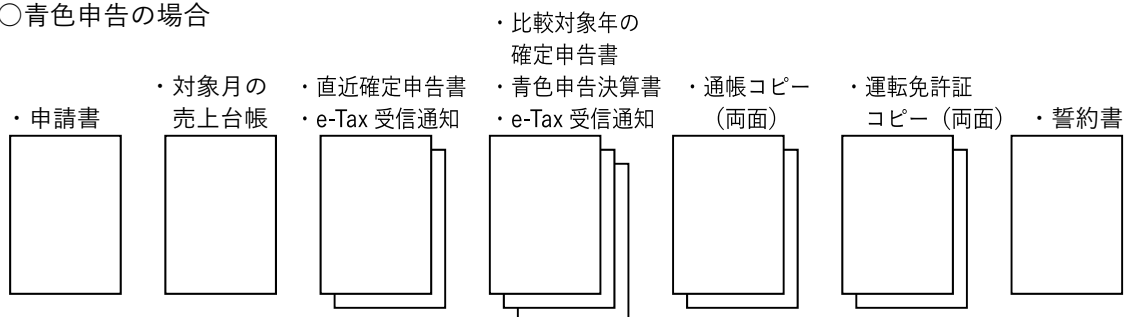
減少幅の確認根拠書類

対象月	今年（2022 年） の売上高	前年（2021 年） の売上高	前々年（2020 年） の売上高	2019 年の売上高
2022 年 8 月 の減少	2022 年 8 月 の売上台帳等	法人事業概況説明書 (2021.1～2021.12)	法人事業概況説明書 (2020.1～2020.12)	法人事業概況説明書 (2019.1～2019.12)

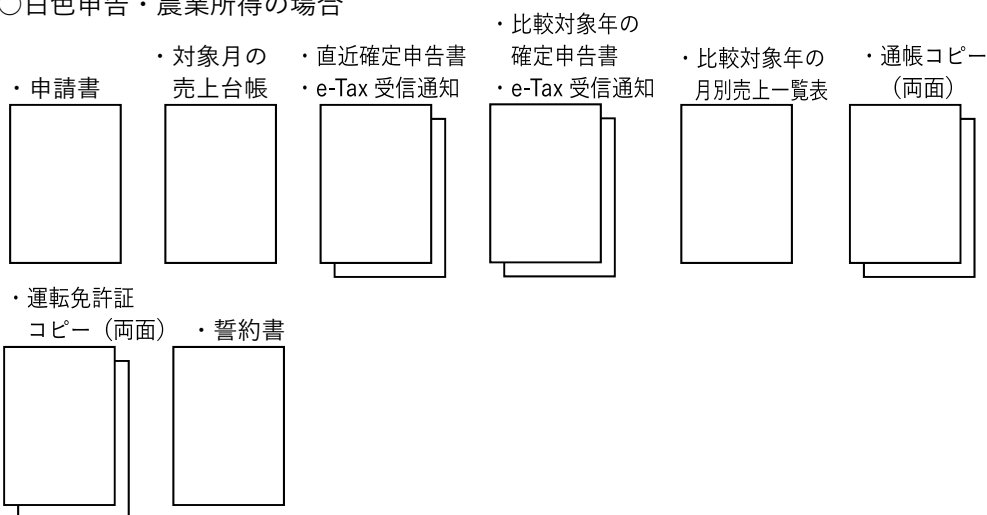
(2) 個人の場合

【イメージ】

○青色申告の場合



○白色申告・農業所得の場合



①申請書	(町様式)
②対象月の売上台帳等	※対象月の事業収入（売上）額が分かる売上台帳等を提出してください。 ※フォーマットの指定はありません。経理ソフトから抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。 ※書類の名称が「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出するデータが対象月のものであることが確認できる資料を提出してください。（「2022 年●月」と明確に記載されている等）
③確定申告書類等 (2021 年分＋比較対象とする事業年のもの)	【青色申告の場合】 ・確定申告書第一表の控え（1 枚） ・所得税青色申告決算書の控え（2 枚） ・e-Tax 受信通知（1 枚（該当する場合のみ）） ※2021 年分および比較対象とする事業年のもの

	のを提出してください。 ※収受日付印が押されているか、e-Tax 受信通知の添付が必要です。(ただし、いずれもない場合は、町が住民税の課税情報により確認します)。 ※前々年(2020年)または2019年を比較対象とする場合、2021年分の所得税青色申告決算書は、省略できます(第一表のみで可)。 【白色申告の場合】 ・確定申告書第一表の控え(1枚) ・e-Tax 受信通知(1枚(該当する場合のみ)) ※2021年分および比較対象とする事業年のものを提出してください。 ※収受日付印が押されているか、e-Tax 受信通知の添付が必要です。(ただし、いずれもない場合は、町が住民税の課税情報により確認します)。 ※e-Tax をご利用の方は、収受印に代えて、①確定申告書の上部に「電子申告日時」「受付番号」の記載または②受信通知の写しの提出が必要です。
④比較対象年の月別売上等が記載された書類	※白色申告や「青色申告決算書(農業所得用)」を提出している事業者など、青色申告決算書に月別の売上(収入)金額が記載されていない場合、対象月の判定や減少率を確認するため、比較対象とする事業年度の月別売上が分かる書類を提出してください。 この場合において、月別売上の合計は、確定申告書第一表の「事業」の額と一致しますが、月別売上や年間売上から補助金等を除いて計算する場合は、その額を明記してください。 ※提出書類のフォーマットの指定はありませんが、「青色決算申告書(一般用)」2ページの「○月別売上(収入)金額及び仕入れ額」の表に相当するもの(「仕入れ額」の欄は不要)としてください。
⑤通帳の写し	・申請者名義の通帳の写し ※銀行名、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるよう、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してく

	ださい。 ※電子通帳など紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画像を提出してください。 ※令和2年度、令和3年度または令和4年度(1～6月)の「奈井江町事業応援給付金」を受給しており、同一の振込先の場合は、省略できます。
⑥本人確認書類	・本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。 (1) 運転免許証(両面)(返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。) (2) 個人番号カード(オモテ面のみ) (3) 写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面のみ) (4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者のものに限る。)(両面) ※いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものと限ります。なお、(1)から(4)を保有していない場合は、(5)又は(6)で代替することができるものとします。 (5) 住民票の写し及びパスポートの両方※パスポートは顔写真の掲載されているページ (6) 住民票の写し及び各種健康保険証の両方※各種健康保険証は両面 ※上期を受給しており、添付書類が同じ場合は、省略できます。
⑦誓約書	(町様式)

■事業収入（売上）の確認根拠書類の例

【例】対象月を2022年8月とする場合

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2022年 減少率	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月 -25%	9月	10月	11月	12月

減少幅の確認根拠書類

対象月	今年（2022年） の売上高	前年（2021年） の売上高	前々年（2020年） の売上高	2019年の売上高
2022年8月 の減少	2022年8月の 売上台帳等	所得税青色申告決算書 （2021.1～2021.12） （白色申告・農業所得の場 合は月別売上一覧表）	所得税青色申告決算書 （2020.1～2020.12） （白色申告・農業所得の場 合は月別売上一覧表）	所得税青色申告決算書 （2019.1～2019.12） （白色申告・農業所得の場 合は月別売上一覧表）

2 申請書の取得

原則として町ホームページ

U R L : <http://www.town.naie.hokkaido.jp/oshirase/>

3 申請期間・方法

(1) 申請期間

令和4年8月1日（月）～令和5年1月31日（火） ※期限必着

(2) 提出方法

- ・郵送、電子メールまたは窓口への提出
- ・電子メールの場合は、押印原本をスキャンし、添付書類はスキャンまたは PDF ファイルに変換し、データを送付してください。

※電子メールで受信可能な添付ファイルの最大容量は、10MB です。送受信エラーを防ぐため、添付ファイルは小さめにするか、複数回に分けて送信してください。

※電子メールの受信を確認した際には、担当からメールを返信します。町からの返信メールが届かない場合は、お問い合わせください。

〒079-0392（住所不要）

奈井江町役場 産業観光課 商工観光係

☎0125-65-2118 ✉ shoko@town.naie.lg.jp